

令和6年度寒河江市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の促進を図るため、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（平成31年市町村第8号山形県企画振興部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業、起業等をした者に、予算の範囲内において、山形県（以下「県」という。）及び寒河江市（以下「市」という。）が共同して移住支援金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象者は、市に転入した者で次の各号のいずれにも該当し、かつ、次条から第6条までに規定する要件のいずれかを満たしたものとする。

- (1) 転入前の住所（以下「移住元」という。）に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。以下同じ。）内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学

期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

ア 市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、市に転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(2) 市への転入に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、市に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、市に転入後1年以内であること。

ウ 移住支援金の申請日から5年以上、市に継続して居住する意思を有していること。

(3) 第7条で規定する2人以上の世帯の移住支援金を申請する場合は、当該申請をする者（以下この条において「申請者」という。）の世帯に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が転入前及び申請時において、同一世帯に属していること。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、市に転入したこと。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において市に転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又

は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 申請者及びその配偶者が転入前の居住地の市区町村税等及び転入後の市税等を滞納していない者であること。

(4) その他、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

イ 転入前の居住地の市区町村税等及び転入後の市税等を滞納していない者であること。

ウ その他県及び市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(就業に関する要件)

第3条 本事業における就業に関する要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 実施要領に定めるマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）を利用して就職した場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 転入後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 転入後の就業先が、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

エ 移住支援金の申請時において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象法人に就業していること。

オ 当該求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対

象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 転入後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 移住支援金の申請時において、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

(テレワークに関する要件)

第４条 本事業におけるテレワークに関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(関係人口に関する要件)

第5条 本事業における関係人口に関する要件は、転入時に40歳未満の者又は転入時に生計を一にする義務教育修了前の子と同居している者で、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 県、移住・就農支援機関又は市が実施する寒河江市における移住体験ツアー、就農体験等の関係人口創出事業等に参加したことがある者
- (2) さがえ心地体験住宅「さがえベース」を利用したことがある者
- (3) 過去にふるさと納税の実績がある者

(起業に関する要件)

第6条 本事業における起業に関する要件は、実施要領に定める起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

(移住支援金の額)

第7条 移住支援金の額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算する。

移住の区分	移住支援金の上限額
単身での移住	60万円
2人以上の世帯での移住	100万円

(申請の方法)

第8条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、毎年度4月1日から1月末日までの間に、規則第5条の規定にかかわらず、次の区分に応じて必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者全員が提出しなければならない書類

ア 移住支援金交付申請書（様式第1号）（転入先での継続した居住、勤務意

思等を確認できる書類)

イ 写真付き身分証明書 (申請者本人を確認できる書類)

ウ 移住元の住民票の除票の写し (世帯員全員の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類)

エ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込先口座を確認できる書類)

オ 転入前の居住地の市区町村が発行する申請者及びその配偶者の納税証明書

(2) 東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区内への通勤者のみ提出が必要な書類

ア 東京 2 3 区内で勤務していた企業等の就業証明書 (様式第 2 号) 等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

イ 東京 2 3 区内の大学等への通学期間を合算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類

(3) 東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

ア 開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)

イ 個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

(4) 第 3 条に規定する就業の要件を満たす者のみ提出が必要な書類 就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(5) 第 4 条に規定するテレワークの要件を満たす者のみ提出が必要な書類 所属先企業等の就業証明書等テレワークにより勤務していることを証する書類 (様式第 2 号)

(6) 第 5 条に規定する関係人口の要件を満たす者のみ提出が必要な書類 要件

を満たすことを証する書類

- (7) 第6条に規定する起業の要件を満たす者のみ提出が必要な書類 実施要領
に定める起業支援金の交付決定通知書

(交付決定の通知及び移住支援金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第8条の規定にかかわらず、山形県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、移住支援金を一括で交付するものとする。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付を受けた者に対し移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽その他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 第8条に規定する申請の日から3年未満に市から転出したとき。

ウ 第8条に規定する申請の日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

- (2) 半額の返還 第8条に規定する申請の日から3年以上5年以内に市から転出したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(寒河江市移住支援金交付要綱の廃止)

- 2 寒河江市移住支援金交付要綱（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。